

平成31年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、養護老人ホーム	
・ 地域福祉課所管施設	5
救護施設	
・ 少子化対策課所管施設	7
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	
・ 子育て支援課所管施設	11
児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、母子生活支援施設	
・ 障がい福祉課所管施設	13
障がい福祉サービス事業所等	

平成31年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第7期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	平成31年度整備方針				
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに平成31年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備にあたっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,918	2,862	2,925	592	9,297	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第7期介護保険事業支援計画に基づく平成30年度整備計画数（A）		20	20	20	0	60	
平成30年度整備予定数（ショートステイの転換含む）（B）		20	10	20	0	50	
平成31年度への持越分（C）=(A)-(B)		0	10	0	0	10	
第7期介護保険事業支援計画に基づく平成31年度整備計画数（D）		60	80	70	0	210	
平成31年度整備可能数（C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)		60 (10)	90 (20)	70 (20)	0 (0)	220 (50)	

施設種別	圏域	課題	平成31年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに平成31年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備にあたっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成30年度整備計画数（A）		40	0	90	0	130	
平成30年度整備予定数（B）		0	0	0	0	0	
平成31年度への持越分（C）=（A）-（B）		40	0	90	0	130	
第7期介護保険事業支援計画に基づく 平成31年度整備計画数（D）		20	0	0	0	20	
平成31年度整備可能数（C）+（D） （うち従来型施設整備可能数）		60 (30)	0 (0)	90 (40)	0 (0)	150 (70)	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。		老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。			

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

平成30年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

平成31年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
救護施設	全県	・県内 3か所 ・定員 計260名 (平成30年5月1日現在)	—	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

平成31年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 29館 児童センター 14館 計 44館 （12市6町） （平成30年5月1日現在）	1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を市町が受けることを条件として、市町や社会福祉法人が行う事業に関して、市町に対して補助を行うことにより、児童館の整備を行う。 以下1、2の順に優先順位を付けることとする。その後、3、4、5を同順位とし、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。 さらに、（1）、（2）、（3）に区分されるものについては、（1）、（2）、（3）の順に優先する。 1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの （1）放課後児童クラブ室のある児童館

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
				<p>(2) 放課後児童クラブ室のない児童館</p> <p>2 児童館のない市町における新たな児童館の創設</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置する場合</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>3 児童館のある市町における新たな児童館の創設</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置する場合</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室を設置しない場合</p> <p>4 既存の児童館を拡張・改築する整備</p> <p>(1) 放課後児童クラブ室を設置するための拡張・改築</p> <p>(2) 放課後児童クラブ室のある児童館の拡張・改築</p> <p>(3) 放課後児童クラブ室のない児童館の拡張・改築</p> <p>5 その他大規模修繕等の整備</p>

平成31年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 379か所 (平成29年5月1日現在) ※平成30年5月1日現在の 数値については、今後調査を 行います。	1 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 2 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもあ る。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放 課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調 整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。 以下1、2は同順位とし、3、4、5、6の順に優先 順位を付けることとする。 1 小学校の統廃合による整備 2 借家等で実施しているが、使用不能になる場合の整 備 3 地震対策あるいは津波対策等のための整備 4 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど も教室と一体となって実施するための整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 15か所 (平成30年5月1日現在)	子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。	<p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先順位は以下1、2、3、4、5の順に付けることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 病児保育施設未設置市町における整備 2 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 3 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 4 地震対策あるいは津波対策等のための整備 5 1から4の理由以外での整備

平成31年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

平成26年度に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホームの設置、地域支援の充実を図るための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 0施設 民間 12施設 (平成30年4月1日現在)	1 施設における小規模ケア化・地域分散化の推進が求められている。 2 昭和40～50年代前半にかけて鉄筋化等の整備をした施設の老朽化が進んでいる。	優先順位は以下1、2の順に付けることとする。 1 小規模ケア化・地域分散化 施設の新設・改築にあたっては、小規模ケア化・地域分散化するための整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造とする施設整備を優先する。 2 老朽化による増改築修繕 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成30年4月1日現在)		
児童家庭支援センター	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (平成30年4月1日現在)	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。	児童相談所単位での設置を進めることとし、児童家庭支援センター未設置管内での整備を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (平成30年4月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の老朽化による大規模修繕等の必要性が高まっている。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）への対応が求められている。 	優先順位は以下1、2の順に付けることとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 老朽化による増改築修繕（耐震工事含む） 平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 2 DV防止法対応 居室拡大や室数増加を図る施設整備を優先する。

平成31年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。 4 建物の防犯対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所 （3）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	平成31年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防火対策や防犯対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)、(3)、(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備 (2) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (3) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)、(2)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備 (2) 防犯カメラの設置等の防犯対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流や防災・減災対策における配慮がなされている施設。

(別表 1) 障害保健福祉圏域

平成30年 4 月 1 日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

			平成31年度									
種類	種類	単位	桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	11	32	18	35	27	23	19	4	4	173
	サービス見込量	人	445	883	540	668	593	656	443	130	138	4,496
	サービス量実績	人	425	754	515	648	523	595	406	119	132	4,117
	見込量と実績の差	人	20	129	25	20	70	61	37	11	6	379
就労移行支援	現状	事業所数	3	6	7	5	2	10	6	0	0	39
	サービス見込量	人	36	75	51	44	23	56	38	6	2	331
	サービス量実績	人	30	63	53	30	22	43	33	7	2	283
	見込量と実績の差	人	6	12	△2	14	1	13	5	△1	0	48
短期入所	現状	事業所数	14	15	9	18	11	10	11	1	2	91
	サービス見込量	人	113	219	131	123	151	137	101	20	19	1,014
	サービス量実績	人	91	182	112	106	101	101	97	12	12	814
	見込量と実績の差	人	22	37	19	17	50	36	4	8	7	200
児童発達支援	現状	事業所数	11	16	13	22	8	9	6	1	1	87
	サービス見込量	人	95	225	252	226	333	166	96	6	25	1,424
	サービス量実績	人	40	155	241	244	196	159	82	0	21	1,138
	見込量と実績の差	人	55	70	11	△18	137	7	14	6	4	286
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	12	11	28	16	9	12	3	3	109
	サービス見込量	人	160	285	147	280	211	228	220	65	62	1,658
	サービス量実績	人	158	245	133	230	178	194	197	41	54	1,430
	見込量と実績の差	人	2	40	14	50	33	34	23	24	8	228

注) 別表2については、現時点における障害保健福祉圏域のサービス見込量と実績およびサービスの提供体制について、参考にお示しするものです。

- 1 現状の事業所数は、平成30年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における平成31年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、平成29年度（平成29年4月～平成30年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所の現状（事業所数）は、空床利用型を除く。